

4 都薬業発第 3 号  
令和 4 年 4 月 22 日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人東京都薬剤師会  
副会長 高橋 正夫

PCR 等検査無料化事業の検査実施期間延長による事業者の再募集について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、東京都福祉保健局より①PCR 等検査無料化事業の対象と実施期間

(一般検査事業を令和 4 年 5 月 22 日まで延長)、②PCR 等検査無料化事業の検査実施事業者の募集(再募集)について発表がございましたのでお知らせいたします。

当該検査を実施する薬局は、下記のとおり、東京都のホームページの記載に従って、「東京都 PCR 等検査無料化事業実施要綱」に定める実施計画書を、郵送または E メールで提出する必要があります。

なお、検査を実施する事業者に対しては、当該実施要綱に等に基づき、別添のとおり、検体採取等に必要な施設整備の費用(別紙参照)及び検査費用が補助されます。

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴会会員へのご周知をよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 応募要件

「東京都 PCR 等検査無料化事業実施要綱」に定める要件を満たし、無料化検査を実施する下記の事業者

- (1) 医療機関
- (2) 薬局
- (3) 衛生検査所(登録を受けていること)
- (4) ワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者

### 2 募集期間

令和 4 年 4 月 25 日(月) から令和 4 年 5 月 13 日(金) まで

### 3 応募方法

「東京都PCR等検査無料化事業実施要綱」に定める実施計画書を、郵送又はEメールで提出してください。

提出先：〒171-0021 東京都豊島区西池袋 5-2-14 5階

「東京都PCR等検査無料化事業事務局」

e-mail:reception@tokyo-metro-pcr.jp

問合せ先：「東京都PCR等検査無料化事業事務局コールセンター」

03-4405-4958 (9:00~19:00 土日祝日含む)

- \* 「東京都PCR等検査無料化事業実施要綱」及び「東京都PCR等検査無料化事業補助金交付要綱」等の要綱等は、下記URLに掲載されておりますので、ご参照ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/kensa/kensasuishin.html>

「東京都福祉保健局 PCR等検査無料化事業」検索で参照できます。

※注意事項 次の設備が必要となります。

東京都PCR等検査無料化事業実施要項 第8条より抜粋

次に掲げる事項に適合する検体採取の実施場所を確保しなければならない。

- (1) 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
- (2) 当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。
- (3) 十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

※詳細につきましては問合せ先の「東京都PCR等検査無料化事業事務局コールセンター」へ直接お問合せ下さい。

東京都薬剤師会 薬局業務課

Eメール：gyoumu@toyaku.or.jp